

教 生 学 第 1 9 2 号
令和 3 年 (2021 年) 6 月 4 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局指導担当局長 中 澤 美 明

いじめの問題への対応に係る取組の徹底について（通知）

のことについて、これまで市町村教育委員会及び学校において、地域や学校の実情に応じた取組を推進していただいておりますが、本道においては、いじめ防止対策推進法に位置付けられた「重大事態」をはじめ、SNSによるネット上のいじめ、新型コロナウイルス感染症に関するいじめや差別、偏見など、いじめの問題への対応が、これまで以上に喫緊の課題となっています。

こうしたことから、先般、市町村教育委員会教育長の代表や各校種の校長会代表に参加していただき「生徒指導に係る緊急オンライン会議」を開催し、いじめの問題への対応について協議を行い、組織的な早期発見・早期対応の徹底等の具体策について、改めて確認したところです。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校におきましては、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（平成 31 年 2 月）※1」をもとに、学校等の対応について評価・検証するとともに、特に、次の項目に関する取組を徹底するようお願いいたします。

また、市町村教育委員会職員及び学校の管理職をはじめとする全教職員が、いじめの問題への適切な対応について共有できるよう、併せて次の資料を積極的に活用願います。

記

1 市町村教育委員会の取組について

- 地方いじめ防止基本方針に基づいた取組が確実に進められるよう、市町村校長会議等において必要な指導助言を行うこと。
- いじめ重大事態が発生した際、速やかに調査を開始することができるよう、調査組織の設置に努めること。

2 学校の取組について

- いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリスト※2 を活用し、日常的な見守りを徹底すること。
- いじめを見逃すことがないよう、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「いじめ対策組織」がそれらの結果の検証を行うこと。
- 「北海道いじめ防止基本方針のポイント」を踏まえ、各学校において対処マニュアル※3 を作成すること。作成している学校は、職員会議等で改めて共有を図り、必要に応じて見直しを行うこと。

3 その他

(1) 研修資料について

- ・全道生徒指導連絡協議会資料「いじめ問題の対応について（文部科学省）」
- ・「いじめ対策に係る事例集（文部科学省）」
- ・「オンライン講座 学校におけるいじめ問題への対応のポイント（NITS）」
- ・「オンライン講座 リスクマネジメント～学校の危機をいかに防ぐか～（NITS）」

(2) 参考資料について

通知文にある※1～3に関する資料は次のとおり

- ・北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（平成31年2月）（※1）
- ・北海道いじめ防止基本方針のポイント～いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に向けて～（平成30年4月）（※2、※3）

上記の各資料は、道教委Webページからダウンロードできます。

- ・<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimesiryoulink.htm>



（生徒指導・学校安全課）